

背景

- ・大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じたH27関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要といった課題が明らかに
- ・このような課題に対応するためには、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。
- 国管理河川は大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけ。（水防法第15条の9第1項）
- 都道府県管理河川は都道府県の体制など地域の実情も踏まえ組織することができる。（水防法第15条の10第1項）
- ・ ただし、都道府県大規模氾濫減災協議会についても、協議会の趣旨を踏まえ、全ての対象河川において協議会を組織すべく努めるようお願いする。
- ・ また、協議会の対象河川以外の河川についても同様の取組を推進することは有効なので、協議会の取組に含めることが望ましい。

設置単位等

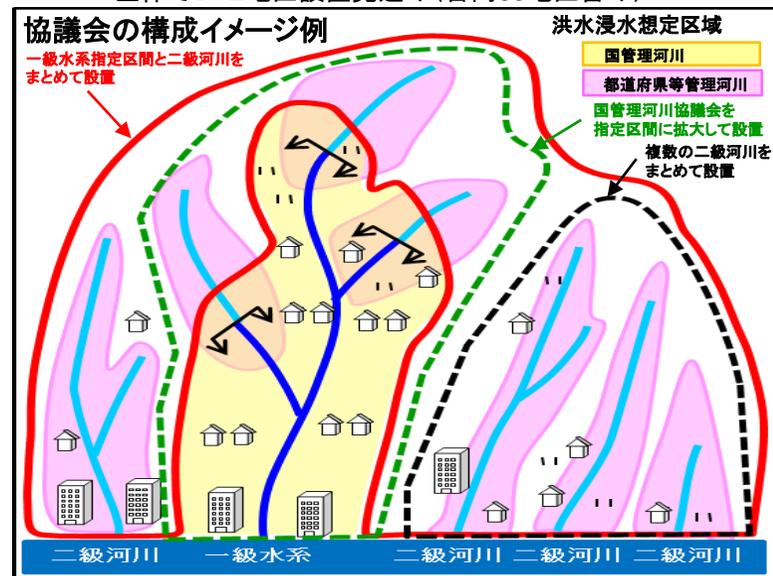
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として既に組織又は組織を進めている協議会を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組。
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、圏域や行政界などを考慮して複数河川をまとめて組織することも可能。
- 水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約に水防法に基づく協議会であることその他、対象河川、構成員等を記載。
- 協議会の名称は「大規模氾濫減災協議会」以外の名称や、既存の協議会の名称を使用することが可能。

対象外力

- 被害軽減に資する取組の対象とする外力は、現況施設能力を超える洪水から想定最大規模の降雨による洪水までの氾濫が発生し得る多様な洪水を対象。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会の設置状況

- ・ 国管理河川：全129地区で設置済み（H29.4末時点）
- ・ 都道府県管理河川：70地区で設置済み（合同10地区含み）
- 全体で372地区設置見込み（合同63地区含み）

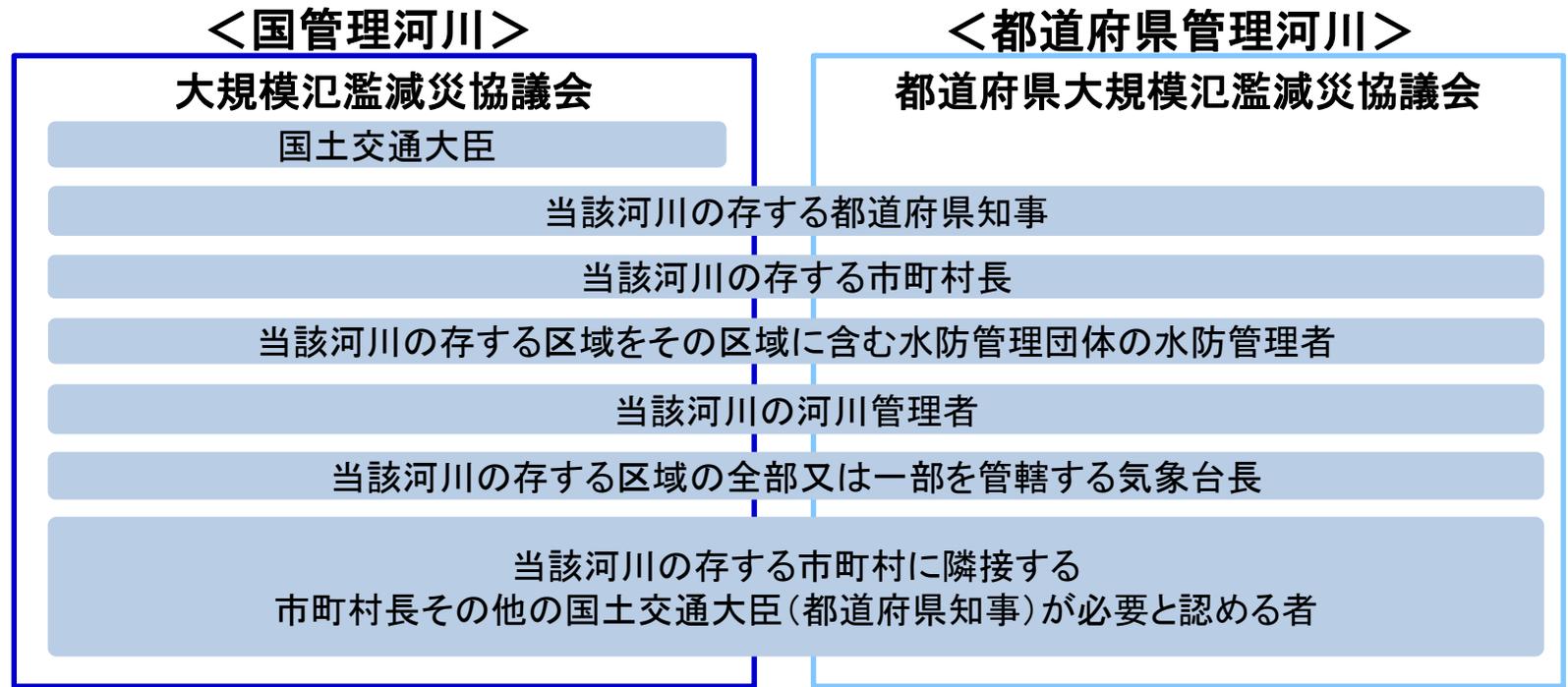


※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

大規模氾濫減災協議会の構成員

大規模氾濫減災協議会の構成員

- 大規模氾濫減災協議会の構成員は以下のとおり。(水防法第15条の9第2項、同15条10第2項)
- これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。なお、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象。



- 「当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者」として想定される構成員は以下のとおりであるが、協議会毎に実施すべき取組内容等の地域の実情に鑑みて決定。
 - ・浸水が想定される近隣の市町村
 - ・広域避難の受入先として想定される近隣の市町村
 - ・警察、消防、自衛隊
 - ・地形情報を有する国土地理院
 - ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等
- 都道府県大規模氾濫減災協議会においては国の支援等として河川事務所長等が積極的に参画。